

# 地方税実務の問題解決の糸口がきっと見つかる!

・東日本大震災に対する軽自動車税の措置

## 第12章 軽油引取税

- ・軽油引取税の概要
- ・軽油の引取等の意義
- ・元売業者の資格要件
- ・元売業者の指定及び指定の取消し
- ・仮特約業者の指定及び指定の取消
- ・特約業者の指定及び指定の取消し
- ・軽油引取税における「引取り」及び「現実の納入」
- ・軽油の現物貸借における軽油引取税
- ・混和軽油の販売に係る軽油引取税
- ・軽油と灯油とを混ぜ合わせて製造した軽油と軽油引取税
- ・混和軽油
- ・燃料炭化水素油の譲渡
- ・販売業者課税
- ・みなし課税
- ・保有者課税(1)
- ・保有者課税(2)
- ・混和軽油に係る課税標準数量
- ・販売業者課税と課税標準

- ・保有者課税の課税標準
- ・みなし課税の課税標準
- ・農地造成等用トラクターの動力源に使用する軽油と課税免除
- ・委託を受けて農作業を行う場合の農業用機械の動力源に供する軽油の課税免除
- ・養鶏業における飼料運搬トラックの動力源用の軽油
- ・粉じん防止作業用散水車の動力源に使用する軽油と課税免除
- ・軽油引取税の課税免除
- ・航空運送サービス業に係る軽油引取税の課税免除
- ・バーカー肥製造業と軽油／免税軽油の返還 他

- ・被災製造たばことたばこ税
- ・郵送による納税
- ・申告税額等が誤っていた場合の納税者のとるべき措置

## 第15章 ゴルフ場利用税

- ・ゴルフ場利用税の概要
- ・標準税率と制限税率
- ・税率
- ・郵送による納税
- ・申告税額等が誤っていた場合の特別徴収義務者のとるべき措置

## 第16章 入湯税

- ・入湯税の概要
- ・バーカー肥製造業と軽油／免税軽油の返還 他

## 第17章 狩猟税

- ・狩猟税の概要

## 第13章 事業税(個人・法人)

- ・地方消費税の概要
- ・地方消費税の詳細

## 第14章 たばこ税

- ・たばこ税の概要
- ・地方のたばこ税とは

- ・開発利益の還元と宅地開発税
- ・土地の開発利益と宅地開発税

## 第19章 法定外税

- ・法定外税の概要
- ・法定外税の種類
- ・法定外税の状況
- ・法定外税の新設等の手続
- ・更正の請求
- ・法定納期限(更正の請求の期限の起算日)
- ・納付又は納入に係る時期の特例(郵送による納税)
- ・災害と地方税
- ・消滅時効(地方税を徴収することができる期間)

## 第20章 地方譲与税

- ・地方譲与税の概要

### 参考資料

- ・地方税の施行に関する取り扱いについて(市町村税関係)
- ・固定資産評価基準

### 加除式図書について

加除式図書とは、お客様が必要とされる情報を継続してお届けする定期購読システムです。情報を加えたり、除いたりできるルーズリーフ形式の書籍ですので、内容を常に最新の状態に保つことができます。

内容補正を行う追録(最新情報)は有料となっており、発行されるごとに別途ご請求申し上げます。追録の年間発行回数、金額については、書籍により異なりますので、詳しくは購入時に弊社までお問い合わせください。台本(最初にお届けする基になる書籍)のみの購入は承っておりません。

### 登録情報の変更・中止手続きについて

購読開始から経年し、ご登録いただいた住所・名称に変更が生じた場合や、購読部数の変更又は購読を中止される場合は、弊社までご連絡ください。

### 商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料) TEL:0120-953-431 Web  
電話受付時間:平日9時から17時 FAX:0120-953-495 URL: <https://shop.gyosei.jp>

#### ■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となります。商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時～17時

【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員



- キリトリ線 -

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記台本を申し込みます。  
以降発行される追録(代金別途)と併せて申し込みます。

年 月 日

### 地方税質疑応答集

加除式・B5判・全4巻(本体40,000円+税)送料サービス コード 1111539-00000 税質

申込書

お届け先 ご住所	〒 都道府県	年 月 日	部
(フリガナ) お名前	(ご担当部署名: TEL)	ご担当者名: e-mail 支払費	(印) @ □公費 □社費 □私費
お得意様No. (ご存知の場合は (ご記入ください)	□□-□□□□□□	支払費	□公費 □社費 □私費

●弊社使用欄

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11  
TEL:0120-953-431/FAX:0120-953-495  
URL: <https://shop.gyosei.jp>

コード 1111539-00000 税質

# 地方税質疑応答集

地方税実務研究会 [編]

本書の特長

◆ 納税者や住民等が抱きがちな素朴な疑問、さらには実際に起こり得る問題を多数収録。納税者や住民に対してどうわかりやすく明快に説明するかがわかる!

◆ 特に、地方税総則は直近の改正を踏まえた最新の内容。また、冒頭には地方税の体系や道府県税、市町村税の概要を記載。

◆ 各問答において、回答や解説の根拠が分かるように、通知文書等の文書番号等を極力、記載。

◆ 「総則・住民税等編」「事業税等編」「固定資産税等編」「諸税編」と類似税目別の全4巻。(詳細は中面の目次をご参照ください)

加除式・B5・全4巻・定価(本体40,000円+税)送料サービス

# 〈本書の特長の詳細〉

見本

質問のテーマを  
端的に提示!

答は結論とその理由を  
簡潔に!

3 繼続して事業が行われる場所

問 当社は、A県B市において、建築現場事務所を設けて、事業用の建物を請負建築しています。ところで、事務所又は事業所とされる場合は、事業の要から設けられた人や及び物の設備であって、継続して事業が行われる場所をいうこととされていますが、建築現場事務所等のように臨時に設けられる事務所等はどのくらいの期間、その事業が継続して行われていれば、事務所又は事業所に該当するのですか。

答 事務所又は事業所と認められるためには、その場所において行われる事業である程度の継続性をもつ必要があるものでなければならぬと考えられます。すなわち、事業活動が反復性を有するものである以上、事務所又は事業所の概念にも、ある程度の継続性が要求されるとともに、課税技術上からもあまり短期間のものを把握することは事業を複雑にすることになりますからです。したがって、2ないし3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられた現場事務所、仮小屋等は、避暑地等において、いわゆる季節営業として、毎年定期的に事業を行う場所等を除いて、事務所又は事業所の範囲には含まれないとされています。

解説 事務所又は事業所と認められるためには、その場所において事業活動がある程度の継続性を有するものでなければならぬと考えられます。すなわち、事業活動が反復性を有するものである以上、事務所又は事業所の概念にも、ある程度の継続性が要求されるとともに、課税技術上からもあまり短期間のものを把握することは事業を複雑にすることになりますからです。したがって、2ないし3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられた現場事務所、仮小屋等は、避暑地等において、いわゆる季節営業として、毎年定期的に事業を行う場合が半年に満たない仮設のものについては、仮に机や椅子等が配置されている場合でも、事務所等の範囲には含めないとされています（県又は市取扱説明書1-6）。

なお、工程管理については、次に掲げる市町村税課長内かんを参考にしてください。  
「法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について」  
昭和61年4月1日

B（税質編則441～54）

問は実際例を踏まえて  
具体的に!

解説は、答の根拠を  
法令や通知を踏まえて  
詳細に!

答・解説の根拠となつた  
通知等を明示!

## 目次

### 総則・住民税等編 税質総則(1巻)

#### 平成31年度(令和元年度)地方税制改正事項の解説

- ・地方税制改正の概要
- ・個別税目による改正

#### 第1章 地方税総則

- ・地方税の体系

・道府県税及び市町村税の概要

・超過課税の状況

・地方税法と条例

・地方税の用語

・東京都等の特例

・政令指定都市の区及び総合区の特例

・相続人が不明の場合に「相続財産管理人」が選任されていないときの納付又は納入に関する告知

・連帯納税義務

・地方税の納税地

・地方税の端数処理

・税額の確定金額(端数計算の基礎となる税額等)

・税額の確定金額の算出過程の金額

・2以上の納期における各納期ごとの納付額の端数

・特別徴収税額の端数処理

・過誤納金等の端数処理

・納税通知書

・納付書の交付

・更正の請求

・更正の請求の期限の起算日となる法定納期限

・不服申立て

- ・訴訟(不服申立て前置主義)

・郵送による納税の特例

・被災者に係る災害減免

・更正、決定等のできる除斥期間 他

#### 第2章 住民税(個人・法人)

##### <個人住民税>

・個人住民税の概要

・個人の県(道府)民税の概要

・個人の町(市村)民税の概要

・個人住民税に係る平成29年度改正

・課税団体等

・個人住民税の住所

・均等割の納稅義務

・単身赴任している者についての取扱い

・単身赴任の場合の課税団体

・出国した者に対する取扱い

・海外勤務者の住民税

・控除対象配偶者と所得割

・新たに日本に入国した外国人についての課税

・海外事務所に勤務する者が国内に家屋敷を有する場合

・非居住者期間を有する者に係る課税所得

・非課税

・合計所得額が一定金額以下の未成年者等に係る非課税

・納税通知書

・納付書の交付

・更正の請求

・更正の請求の期限の起算日となる法定納期限

・不服申立て

#### 場合の取扱い

- ・均等割の非課税基準及び所得割の非課税限度額

・納稅義務(外国人等の納稅義務)

・在日外国大使館に勤務することとなつた外国人の住民税

・均等割

・継続して事業が行われる場所 他

#### <法人住民税>

・法人住民税の概要

・運転士の宿泊所は「事務所又は事業所」に該当するか

・課税団体等

・個人住民税の住所

・均等割の納稅義務

・単身赴任している者についての取扱い

・単身赴任の場合の課税団体

・出国した者に対する取扱い

・海外勤務者の住民税

・控除対象配偶者と所得割

・新たに日本に入国した外国人についての課税

・海外事務所に勤務する者が国内に家屋敷を有する場合

・非居住者期間を有する者に係る課税所得

・非課税

・合計所得額が一定金額以下の未成年者等に係る非課税

・納稅通知書

・納付書の交付

・更正の請求

・更正の請求の期限の起算日となる法定納期限

・不服申立て

#### 場合の取扱い

- ・抱合株式に係る資本金等の額

・株式交換をした場合における取扱い

・無償減資による均等割の減額

・協同組合に係る法人住民税の資本金等の額

・縫越利益剰余金を資本へ組み入れた場合の法人住民税の均等割

・「資本金等の額」の定義の改正

・業務委託に係る法人住民税の納稅義務者

・均等割の算定の基礎となる従業者

・均等割の算定の基礎となる従業者数が分割基準の従業者数と異なる場合 他

#### 第3章 国民健康保険税

・国民健康保険税の概要

・国民健康保険税と国民健康保険料

・国民健康保険料

・課税団体

・納稅義務者

・世帯主

・世帯主の死亡

・行方不明の妻を有する世帯主

・妻子と住民登録地を異にする世帯主

・無人倉庫に係る事務所又は事業所

・事務所等の要件

・外国法人の事務所又は事業所

・社員用宿泊所の事務所、事業所又は寮等の該当性と納稅義務

・親会社の本店所在地に本店登記をした子会社の事務所又は事業所

・事務所等の所在

・出國した者に対する取扱い

・海外勤務者の住民税

・控除対象配偶者と所得割

・新たに日本に入国した外国人についての課税

・海外事務所に勤務する者が国内に家屋敷を有する場合

・非居住者期間を有する者に係る課税所得

・非課税

・合計所得額が一定金額以下の未成年者等に係る非課税

・納稅通知書

・納付書の交付

・更正の請求

・更正の請求の期限の起算日となる法定納期限

・不服申立て

#### 構成割合の定め

・課税額の基礎となる固定資産税額等に係る端数計算

・税率

・基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税総額のあん分方法

・所得割額の算定の基礎となる総所得金額

・個々の負担額

・課税額

・社会保険の扶養家族でなくなった者の課税額

・資産割額

・固定資産税額

・世帯主の死亡と資産割額 他

#### 事業税等編 税質事業(2巻)

##### 第4章 事業税(個人・法人)

###### <個人の事業税>

・個人の事業税の概要

・個人の事業税の性格

・事務所・事業所

・継続して事業が行われる場所

・不動産貸付業の事務所又は事業所

・課税客体

・第1種事業として課税対象となる不動産賃付業

・請負業と事業税

・駐車場を営む個人に対する個人事業税

・課税客体である第2種事業

・課税客体である第3種事業

・小規模の住家賃付け等を行っている個人の事業税

・事業を行なう個人

・外国に事業所を有する個人の納稅義務

・死亡により事業を廃止した場合の納稅義務の承継

・課税標準の種類

・事業所得(不動産所得)の算定

・休業に係る補償金に対する事業税の課税について